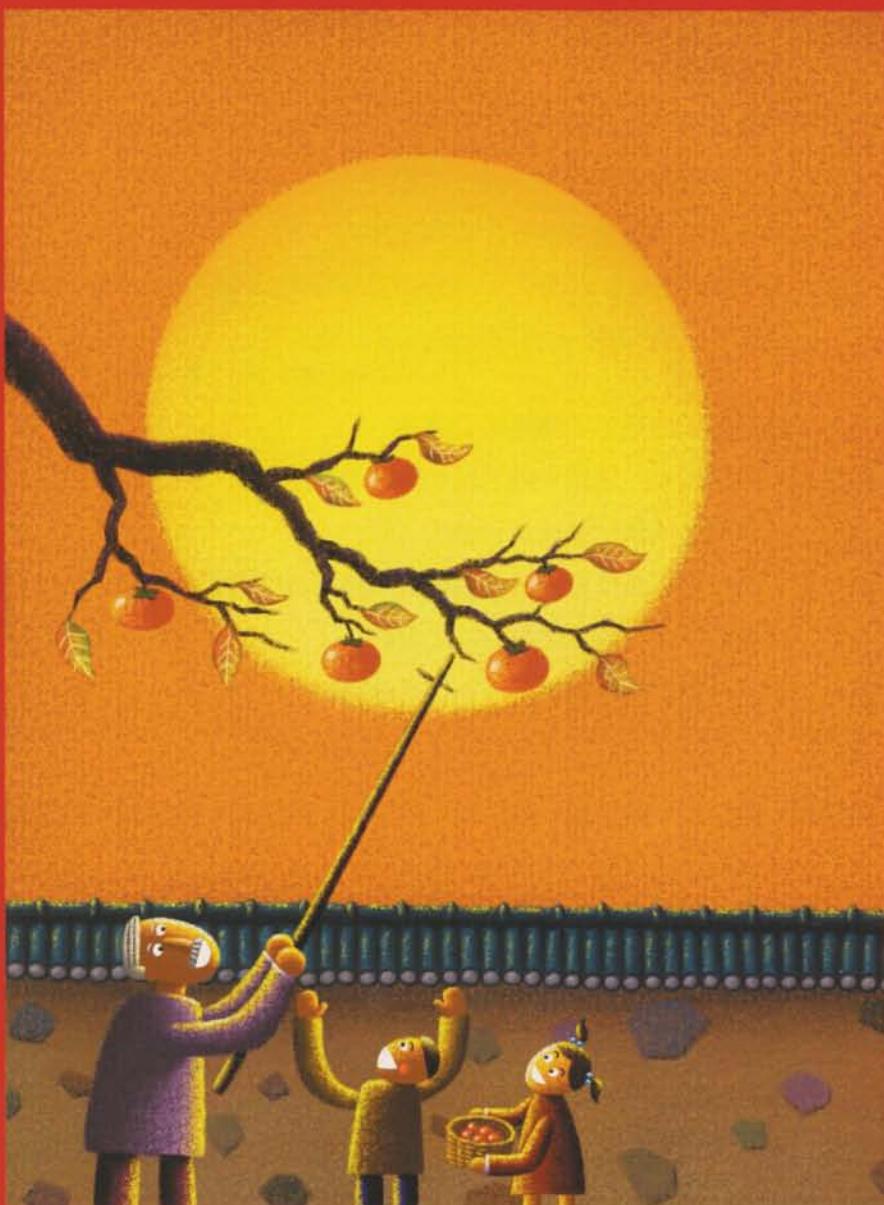


産業保健情報誌 さいたまんぽ

2007. 11

SAITAMA SANPO

V 22



働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法

労働局からのお知らせ

川口地域産業保健センター近況報告

独立行政法人 労働者健康福祉機構
埼玉産業保健推進センター

CONTENTS

ページ

1	巻頭言 歯科医師の本分について 埼玉県歯科医師会会长（運営協議会委員）/井坂 義昭
2	働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法 埼玉産業保健推進センター相談員/武石 容子
7	利用者の声 東京ガス(株)北部地域計画部 課長代理 権田 和利
8	労働局からのお知らせ 埼玉労働局労働基準部安全衛生課
12	川口地域産業保健センターの紹介
14	地域産業保健センターのご利用案内
15	深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金利用のご案内
16	Q&A 「特定健診と特定保健指導について」 埼玉産業保健推進センター相談員 中田 恵久子
18	産業保健セミナー開催のご案内
19	産業医研修・産業保健セミナー（後期）
20	石綿関連疾患診断技術研修のご案内
21	メンタルヘルス事例研究会のご案内／産業保健相談員及び相談日
22	産業医学専門講習会開催のご案内 主催：産業医学振興財団
24	埼玉県障害者職業センターのご案内

贈呈

独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センターは、働く方々の健康確保を一層積極的に図っていただくため、産業医及び保健師・看護師並びに衛生管理者等の産業保健関係者に対し、窓口相談・実地相談、研修、情報の提供、広報・啓発、助成金の支給等の各種事業を行っております。

その中の情報提供の一環として、独自の産業保健情報誌「さいたまんぽ」を定期的に発刊、配布しており、この度最新号を発刊しましたので贈呈いたします。

関係者の皆様の産業保健活動の推進にご活用いただければ幸いに存じます。

なお、本誌並びに当推進センターの事業運営等にご意見があれば、FAX又はEメール等にて賜ります。是非多数の御意見を頂きたくよろしくお願ひいたします。

歯科医師の本分について

埼玉県歯科医師会 会長 井坂 義昭



歯科医師は、国民が「むし歯・歯周病」に罹患しないように、事前に、その発生を予防することが、その「本分」なのである。

このことが政府にも国民にも理解されていない。

国民は歯科医師を「むし歯」を治療したり、「入れ歯」を作ったりする職業だと思い、その職業を倫理的にも技術的にも高く遂行することが、その「本分」だと思っている。

これが間違いなのである。

「むし歯・歯周病」は「口の中の汚れ」から発生する。

口の中をよく清掃して「口の中の汚れ」をなくすれば、「むし歯・歯周病」は発生しなくなる。

国民はこのことを知っている。そのため、国民は毎日一生懸命に歯を磨いているはずである。

にもかかわらず、「むし歯・歯周病」が無くならないのは、なぜか。

「みんな磨き方が足りないのである。」

「むし歯・歯周病を予防するためには、どれ位磨かなければならないのか。」

「一日に5回でも10回でも回数は多い程よく、また、その1回1回の磨く時間も長い程よい。」

「……それはできない。」

「それじゃ、予防もできない。」

「むし歯・歯周病」を予防するために歯を磨かなければならぬということはみんな知っている。しかし、どの位磨かなければならぬのか、また、どのように磨かなければならぬのかという「磨き方」ということになると、これは誰も知らない。「時間」と「方法」を知らない。

これは結局、「むし歯・歯周病」を予防するためには、どうしなければならぬのかということについて、誰も何も知らないということと、同じことになっているということなのである。

普通一般に患者さんの口の中を調べてみると、50%、半分くらいしか磨けていない。一度歯科医院へ行って「染め出し」を受けて、普段め自分の口の中の清掃状態がどうなっているか調べてみるとよい。

自分の普段の歯磨きを「セルフケア」といい、歯科医院での専門的な口腔清掃を「プロフェショナルケア」という。

「セルフケア」だけでは、正しく磨けているかどうかわからないので、月に一度は歯科医院へ行って「むし歯や歯周病を予防するための磨き方」を教えてもらうべきである(プロファショナルケア)。これが大切なことであり、国民に対してそういう指導をすることが、「歯科医師の本分」なのである。

歯の揃っている人は、健康な人が多く、かかる医療費も少ない。健康を保持するためには、その前に、歯を保持しなければならない。最近、この論理がだんだんとわかってきた。

「健康増進」のためには「歯を守ること」これを知らせることが「産業保健推進センター」の役目である。

働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法

埼玉産業保健推進センター産業保健相談員 武石容子



はじめに

耳鼻咽喉科では、聴覚、嗅覚、味覚、平衡覚という感覚、呼吸、嚥下という生理機能、発声、発語というコミュニケーションなどに関連する多くの領域を扱っています。一方、近年わが国では労働人口の高齢化、技術革新に伴う職場環境の変化、第3次産業従事者の増加などを迎えています。それに伴い、職場で問題となる耳鼻咽喉科疾患も騒音性難聴、めまい症、アレルギー性鼻炎、睡眠時無呼吸症候群など多岐にわたるようになりました。今回はこれらの疾患の概要について述べるだけでなく、以下のように労働衛生の観点からもわかりやすく解説してみたいと思います。

騒音性難聴

年をとるにしたがって耳は自然ととおくなるのですが、職場がうるさいと若い頃から聞こえが悪くなります。このように金属研磨、鋸打、圧延など著しい騒音を発する場所において、長期間引き続き業務した後に発生した難聴を騒音性難聴といいます。この際の騒音職場とは、現在の労働安全衛生規則（以下安衛則と省略）では等価騒音レベル90dB(A)以上の作業場とされ、また通達「騒音障害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」と省略）では等価騒音レベル85dB(A)以上とされています。これは85dB(A)以上の騒音職場において、経年的にみると騒音性難聴が発生することが明らかであることによります。

「昔、鉄工所で働いていたので、耳の聞こえが悪いんですが…。」
というご老人の話を時々耳にしますが、このように一度悪くなってしまうと、現代の医学をもってしても治す方法はありません。補聴器で音の大きさを調節してあげるぐらいです。つまり、こうならないための予防が大切なんです。具体的には職場の騒音を測定したり、聴力の検査を

して現状を把握し、騒音レベルの低減化や耳栓などの予防策を講じることです。まず安衛則により、対象の8屋内作業場では6ヶ月毎に等価騒音レベルを測定する必要があります。90dB(A)以上の屋内作業場では騒音標示と耳栓などの使用やその掲示を含む騒音対策が行われます。さらに「ガイドライン」では60作業場が騒音測定の対象となります。概ね85dB(A)以上の作業場でも騒音標示（屋外作業場を除く）や騒音対策が行われます。そして概ね85dB(A)以上の作業場では騒音健診を行うこととされ、その結果必要に応じて概ね90dB(A)未満の作業場でも耳栓使用を始めとした事後措置が行われます。騒音健診における聴力検査は、雇い入れ時などの健診で行う気導純音聴力検査と、6ヶ月毎に定期健診の際に行う選別聴力検査があり、さらに医師が必要と認めた場合には気導純音聴力検査が行われます。この際その評価や指導に関しては日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医を活用することが望ましいとされています。このような流れの中で得られた聴力図が保存されていないと、労災認定が難しくなる場合もありますので注意して下さい。騒音性難聴は現在まで有効な治療法が確立していないため、その治療は必要な療養とは認められていません。また当該労働者が騒音職場にいる限り難聴が徐々に進行する傾向が認められますので、労災認定は本人が騒音職場を離職した時に行うこととなっています。

「騒音作業をする時は、耳栓をした方がいいんですか。知らなかった…。」
ということにもなりかねませんので、「ガイドライン」に示されている労働衛生教育の必要性を痛感する今日この頃です。

めまい

ある日突然起くるめまい症。めまいは古代ギリシャのヒポクラテスの医学書にも記載されているように、古くから訴えられる症状の一つでした。近年世の中のしくみが複雑になるにつれて急激に増加しているといわれており、最近の厚生労働白書のデータでは国民の20%が何らかのめまいを経験しているとしています。

めまいはその症状により、とても不安になるといいます。ではその症状はどのような原因で起こるのでしょうか？めまいの症状は平衡感覚の障害によって起こります。つまり体の平衡感覚をつかさどっている部分、主に耳の奥の内耳から脳幹、小脳、大脳といずれの部分の障害によっても起こりうるとされています。そこでめまいは「末梢性めまい」と「中枢性めまい」に

大きく分けられます。「末梢性めまい」は主に内耳の障害によるものです。症状は強くて回転感のあることが多く、耳鳴り、難聴、耳のふさがった感じなどを伴うことがあります。また吐き気、嘔吐、冷や汗などの自律神経症状を生じることもあります。代表的な疾患は良性発作性頭位めまい症、メニエール病、前庭神経炎です。一方「中枢性めまい」は主に脳幹や小脳などの障害によるものです。症状は軽くて浮動感や動搖感のあることが多く、舌のもつれ、物が二重に見える、意識消失、強い頭痛などの神経症状を伴うこともあります。代表的な疾患は出血や梗塞などを含む脳循環障害や脳腫瘍です。めまいが起きたら、安静にしてしばらくようすを見ましょう。しばらくしても症状がおさまらなかったり、前述の神経症状が出てくるようでしたら、素人判断せずかかりつけ医の診察を受けて下さい。耳鼻咽喉科を受診すべきか、神経内科や脳神経外科を受診すべきかを判断してもらいましょう¹⁾。「中枢性めまい」でも「末梢性めまい」のような症状を伴うこともあります。

現代はストレス社会。めまい症の多くが何らかのストレスによって生じるとされています。日頃からストレスを解消し、疲れをためないようにしましょう！

花粉症

花 粉症は本当に鬱陶しい病気です。症状がひどいと仕事どころではありません。そこで花粉症に苦しんでいる方々が花粉症を乗りきるためのお話。まずは花粉症の歴史をひとといてみましょう。花粉症の報告は、1819年にイギリスのBostockが枯草熱の夏かぜ様症状を記載したことにさかのぼります。その後同じくイギリスのBlackleyがイネ科の花粉がその原因となることを立証し、1873年に記しました。確かにこの年代のアメリカのテレビ・ドラマを見ていると、場所は違いますが、枯草熱のような患者さんが出てきます。そして舞台は1960年代の日本。医局の大先輩にあたる斎藤洋三先生は、日光市内の某病院へ派遣となりました。日光はスギの木の多い所です。そこで斎藤先生は、春になると特徴的な鼻炎の患者さんが多くなることに気づきます。こうして大学院でアレルギー関係の仕事をしていた斎藤先生によって、1964年スギ花粉症が日本で初めて報告されました。

それでは花粉症とはどのような病気でしょうか？異物である花粉を排除しようとする体の過敏な反応、すなわちアレルギーの病気です。その結果くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目の痒みなどの症状が現れます。近年のスギ花粉症の疫学調査²⁾より、その有病率は16%程度と考えられ

ています。さらに有病率の高い年代は30、40、50歳代であり、まさに働き盛りの方々に多く分布しています。一方スギ花粉症の自然治癒率はごくわずかであることから、その対応が非常に大切であるとされてきました。まずは花粉の暴露を最小限に抑えるためのセルフケアとして、外出時にはマスクやメガネをしましょう。普通のガーゼマスクをするだけで鼻に入る花粉の量を7割程度減らすことができますし（湿ったガーゼを挟み込めばなおさらです）、普通のメガネをかけるだけで花粉の量を4割程度ブロックすることができます。そして外から帰ったら鼻をかみ、洗顔、うがいをして花粉を落とすようにしましょう。それでも症状がつらい時は医療機関で治療を受けて下さい。現在ではいろいろと負担にならないよう、個人のニーズにあった治療が行われるようになってきています。つまり薬物療法を中心に、減感作療法や手術療法をうまく組み合わせて行っています。特に薬物療法では、くしゃみ・鼻汁型か鼻閉型かという症状の違いによって薬が使い分けられるようになり、市販されていないような眠気の少ない薬も出てきました。そのほか漢方薬や鼻スチーム療法などを除く民間療法では高い効果が確認されていないこと、また血管収縮剤の点鼻やステロイドの筋注は副作用を伴うことからも注意が必要です。

最近では代表的な春先のスギだけでなく、初夏のカモガヤ、秋のブタクサ花粉症も問題となるようになりました。これからもうしばらく猛威をふるうであろう花粉症。きちんと症状を抑えて通常の業務に支障を来さないようにしたいものです。

睡眠時無呼吸症候群

睡 眠時無呼吸症候群は、平成15年2月の山陽新幹線で起きた運転士の居眠り運転によって、改めてクローズアップされた病気です。わが国では全成人の約2%に潜在し、男性及び40、50歳台に多いといわれています³⁾。したがってその存在は、運転関連事故という産業医学的側面でも注目されるようになりました。

それでは具体的にはどのような病気をさすのでしょうか？10秒以上となる無呼吸あるいは低呼吸が1時間に5回以上あるような場合です。呼吸の障害によって血液中の酸素濃度が下がり二酸化炭素濃度が上がると、呼吸を促すよう眠りが浅くなります。それで日中に耐えがたい眠気を感じるのです。その大部分は閉塞型といわれるのですが、成人の閉塞型の多くは、肥満からのどのまわりに脂肪がついて気道が狭くなっています。さらに睡眠によってのどの筋肉がゆ

るみ、仰向けて寝ることで舌が下がり、気道が塞がれて呼吸ができなくなるタイプで、大きいいびきを伴います。この場合、呼吸は止まても胸の動きは保たれているのがふつうです。そして、この病気の診断には詳細な問診、内視鏡検査、終夜睡眠ポリグラフ検査などが必要です。内視鏡検査では鼻、口、のどに狭くなっている部分があるかを観察します。終夜睡眠ポリグラフ検査では脳波、鼻と口の呼吸、いびき音、胸腹部の動き、下顎や足の筋電図、心電図、血中の酸素飽和度などを同時に測定し、解析します。以上より閉塞型と診断されれば、総合的な検討のもと治療が行われます。まず肥満に対しては食事療法や運動療法によって減量を試みます。睡眠中の体位は横向きに寝るよう工夫します。お酒は眠りを浅くし、タバコは血中の酸素濃度を下げるため控えます。一方、経鼻的持続陽圧呼吸療法 (nasal CPAP) は、器械で一定の圧を加えた空気を鼻へ送り込むことによって気道を確保する方法です。口腔内装具は大きい入れ歯のようなもので、下顎を前へ押し出してのどを広げるというものです。また鼻の病気がもとでひどい鼻づまりを来しているようなら、鼻内手術が根本的治療になります。扁桃が極端に大きい場合は扁桃摘出術が有効です。口蓋垂・軟口蓋・咽頭形成術は鼻などに明らかな病気がなく、のどが狭くなっている時に行われます。このように治療には、個々の状態に応じたいいくつかの方法があります。

最近では、就労事故の予防や作業効率の上昇という観点からも、事業場でこの病気に対する関心が高まってきた。放置すれば不整脈や高血圧などの循環器疾患を合併し、やがては突然死に至る可能性もあります。幸い県内にはこの病気に詳しい医療機関もありますので、ぜひ事業場でも取り組んでみましょう！

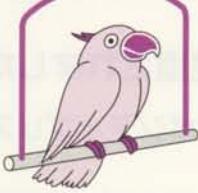
おわりに

以上、職域で問題となる主な耳鼻咽喉科疾患について述べてみました。現在、過重労働やメンタルヘルスに関することなど現場ではいろいろな問題が山積しており、耳鼻咽喉科領域の疾患は見過ごされがちであるのが現状です。しかし特に有害業務に関連する騒音性難聴や社会的影響の大きい睡眠時無呼吸症候群については、今後取り組んでいかなければならない疾患であると考えます。そしてこのような取り組みが、生活の質の向上や労働生産性の向上に寄与するものと思われます。この機会に少しでもこのような疾患への理解が深まり、事業場における取り組みのきっかけとなれば幸いです。

参考文献

- 1) 橋本 省：まずは安静に一めまいが起こったらー。健康プラザ No.205. 日医ニュース. 2005.
- 2) 鼻アレルギー診療ガイドライン作成委員会：疫学. 2005年版 鼻アレルギー診療ガイドラインダイジェスト. ライフサイエンス. 東京. 2006, 3.
- 3) 粥川裕平他：閉塞性睡眠時無呼吸症候群の有病率と性差. 年齢差. 治療学 1996;30:179-182.

利用者の声



東京ガス株式会社
北部地域計画部地域計画グループ
権田 和利

埼玉産業保健推進センターさんとのつながりは、私がこの4月から職場で「衛生管理者」として安全衛生の仕事を担当するようになったのがきっかけでした。毎月開催される「安全衛生委員会」の事務局も兼ねており、その都度、「職場巡視報告」「無災害記録進捗状況」等の他に、「全国交通安全週間」等、タイムリーな安全衛生行事に関する「ネタ探し」に腐心していました。そんな折、6月の安全衛生委員会に向けて、「全国安全週間の取組み」について苦慮している時でした。ふと、「さいたまんぽ」に目が留まり、埼玉産業保健推進センターさんで「図書・ビデオの貸出」をしていることがわかりました。そこで、早速、埼玉産業保健推進センターさんに足を運んだのでした。ただ、「ご自由にお入り下さい」と扉に貼紙はあるものの、中の様子を窺い知ることはできず、扉を開けるのに非常に勇気が要ったのを覚えています。そして、勇気を振り絞って、中に入ってみると、そこは、意に反して、親切で和やかな空間で、ほっとした記憶があります。

次に、驚いたのは「貸出のビデオ・図書」の充実さです。安全衛生関係のビデオ・図書が所狭しとびっしりと棚に収まっていました。それも最新のビデオ・図書が揃っているのです。いわば「安全衛生関係のミニ図書館」といった感じでした。更にピックリしたのは、埼玉産業保健推進センターさんの場合、「ビデオ鑑賞コーナー」があり、そこで、一通り観た上で、借りることができます。これは、本当にありがたいことです。その日は、何本か鑑賞させていただいたうえで、「全国安全週間用」として、「大事故から会社を守る!職場のヒューマンエラー対策：①ヒューマンエラーとは?」というビデオを貸出していただき、「浦和ビル安全週間の取組み」に活用させていただきました。最新のビデオで内容もタイムリーでわかりやすく大変好評で、担当者冥利につきるものでした。

このように、埼玉産業保健推進センターさんと私の関わりは、まだまだ日が浅いのですが、既に掛け替えのないものになりつつあります。今回「安全衛生関係のミニ図書館」としての充実ぶりをご紹介させていただいたことにより、人が殺到してしまうのではないかと秘かな心配を抱いておりますが、そこは埼玉産業保健推進センターさんのこと、更なる拡充を図っていただけることと期待しております。最後に、「全国安全週間」「全国労働衛生週間」等、節目節目で今後も活用させていただこうと思っております。よろしくお願ひいたします。

政令が改正されました。

石綿含有製品の製造禁止適用除外製品等（ポジティブリスト）が見直されました。

- 製造等禁止が猶予されている石綿製品は平成19年10月1日から以下のポジティブリストのとおりです。

製品名	用途・条件
1 ジョイントシートガスケット	イ. 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの ロ. 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500mm以上の大きさのもの ハ. 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの ニ. 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2 うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3 メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4 グランドパッキン	イ. 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの ハ. 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5 断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6 原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

以下の製品については、ポジティブリストから削除され、平成19年10月1日以降は製造等が禁止されます。

1. ジョイントシートガスケットであって、次のいずれかに該当するもの
 - イ. 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
 - ロ. 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
2. グランドパッキンであって、国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

●労働安全衛生規則が改正されました。(第43条、第44条、第45条の2、第53条) 条文中
の赤字部分が改正された部分です。

1. 健康診断項目が改正されました。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診項目の改正です。実施は平成20年4月1日からです。
2. 石綿に係る健康管理手帳の交付要件が緩和されました。実施は平成19年10月1日からです。

労働安全衛生規則

第6章 健康の保持増進のための措置

第一節の二 健康診断

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、**腹囲**、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 **低比重リポ蛋白質(たん)白コレステロール(LDLコレステロール)**、高比重リポ蛋白質(たん)白コレストロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白質(たん)白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、**腹囲**、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀(かく)痰(たん)検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査

- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査
- 2 略
- 3 第一項第三号、第四号、**第六号から第九号まで及び第十一号**までに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
- 4 略
- 5 略

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 事業者は、労働者を本邦外の地域に六月以上派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、第四十四条第一項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

- 2 略
- 3 略
- 4 第四十四条第三項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、**同条第三項**中「、第四号、**第六号から第九号まで及び第十一号**まで」とあるのは、「及び第四号」と読み替えるものとする。

第二節 健康管理手帳

(健康管理手帳の交付)

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業 務	要 件
令第二十三条第一号、第二号又は第十二号の業務	略
令第二十三条第三号の業務	略
令第二十三条第四号の業務	略
令第二十三条第五号の業務	略
令第二十三条第六号の業務	略
令第二十三条第七号の業務	略
令第二十三条第八号の業務	略

業 務	要 件
令第二十三条第九号の業務	略
令第二十三条第十号の業務	略
令第二十三条第十一号の業務	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>一 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p> <p>二 石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から十年以上を経過していること。</p> <p>三 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に十年以上従事した経験を有していること。</p> <p>四 前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。</p>

2 略

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務の項第一号の要件に該当することを理由とするものに限る。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

財団法人労災保険情報センター(RIC)は、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。

相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

(RIC) 財団法人 労災保険情報センター 埼玉事務所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビル2階

電話番号 048-825-6741 FAX 048-825-6744

フリーダイヤル 0120-256-544

相談用 Eメールアドレス Z11-saitama@rousai-ric.or.jp

川口地域産業保健センター活動報告

蕨戸田市医師会との共同事業へ

コーディネーター 石倉 章司

平成18年4月1日、懸案の蕨戸田市医師会の移管が成立し、川口医師会と蕨戸田市医師会が共同で川口地域産業保健センターを構成することとなり、現在2年目の事業を展開中です。



運営協議会の構成は

これに伴い、運営協議会は合計14団体で構成することとなりました。

これは、「他の産保センターに比べ運営協議会の構成団体が多い。」と思われることでしょう。

川口・鳩ヶ谷では、古くから鋳物工業を中心として、その機械加工、金型・木型製作等の事業場が大多数を占めておりました。

そこで、センター設立の当初から川口鋳物工業協同組合と川口機械工業協同組合に参加してもらい、監督署、川口商工会議所、鳩ヶ谷市商工会、川口地区労働基準協会と川口医師会の7団体で運営協議会を構成しました。その後、建設業労働災害防止協会川口分会（川口市建設協会）、陸上貨物運送事業労働災害防止協会川口分会（川口トラック協同組合）、社会保険労務士会川口支部の3団体を加え、合計10団体で事業の推進の後押しをして貰っておりました。

今回の措置により、蕨戸田市医師会、蕨商工会議所、戸田市商工会、陸災防戸田・蕨分会が加わり、合計14団体が運営協議会を構成し、この事業の推進に当たって頂く訳です。

運営協議会構成団体の事業参画方法は

これらの団体には次のような支援をお願いし、その団体の主催する行事に参加させて貰っています。

1. 健康相談会場の提供

川口では毎月1回第2月曜日に健康相談を実施していますが、商工会議所、商工会、トラック協同組合に持ち回りで相談会場を提供して頂いています。

それぞれの立地が、本町、上青木、鳩ヶ谷、本蓮となっていますので、その会場近くの事業場従業員の利用に効果的です。同時に、会場となった事業場の従業員にも、健診の事後措置を実施しています。その結果、会場近くの事業場からは、毎年1回は相談に来てくださるところも出来ました。

また、建設協会では、毎年秋に、協会加盟事業場の従業員の定期健康診断を実施していますが、その健診会場（市内大手建設会社の敷地、建家を借りて行う。）に、健康相談ブースを設けていただき、健診来訪者の健康相談を実施しています。

2. 川口機械工業協同組合の全国衛生週間行事への参加

機械組合では、古くから毎年7月の安全週間に、川口監督署の監督官にお願いして傘下の組合員事業場の自主点検を実施し、安全衛生面での改善を図っておられました。

平成9年に産保センターが発足してからは、10月の衛生週間行事として作業環境衛生部会の委員と当センターの産業医が、傘下組合員事業場を訪問して事業場の巡視、作業実施状況の確認を行い、衛生上の問題点を中心に事業主を指導する「作業環境衛生自主点検」を実施しています。

この事業は既に10年間継続していますので、訪問した事業場も50社を超えました。

最初の頃と比べますと事業場の様子も一変し、最近では作業場床面はきれいに塗装され、4Sの徹底、安全通路の確保、換気・照明の確保、騒音・振動の削減、食堂・休憩所の整備等安全衛生面のレベルアップが感じられます。

経営者からは、「4Sを徹底し、傷病を防ぐことが利益を生むことになる。」との言葉も聞かれ、指導する先生方も、毎年1回ではありながら継続することの成果を感じ取られているようです。

3. 個別訪問先事業場の紹介

川口では、「健康相談窓口の開催事業で相談者を待っていたのでは、この事業の成果は上がらない」とを、最初の1年で感じ取りました。そこで、相談医に事業場へ足を運んでもらい、事業場内で健診結果を見て相談を受ける方法を探りました。

この訪問先事業場の紹介を、鋳物組合、機械組合、基準協会、社労士会から受けています。

また、健康診断を行っておられる相談医には、その健診の事後措置をこの事業として行っていたくようお願いしています。

この結果、毎年度訪問する登録事業場は20社を超えました。その中には、経営者とその家族だけのところもありますが、管内に2ヵ所の事業場を持ち、合計すると50名を超える従業員を抱える事業場もあります。

また、30名ほどの事業場で、「来訪当日在社する従業員は、最近の健康診断結果票を持参して、全員面接を受けること。」と、社長が命令を出してくださった事業場もあります。その事業場を担当する先生には、3時間も掛けて面接指導をして頂いています。

4. リーフレットの配付と説明会の開催

運営協議会委員の全団体には、毎年度初めにその年度の健康相談開催日と会場を記載したリーフレットを、傘下の事業場に配付する書類に加えて郵送して頂いています。同時に店頭にも置いて頂いています。

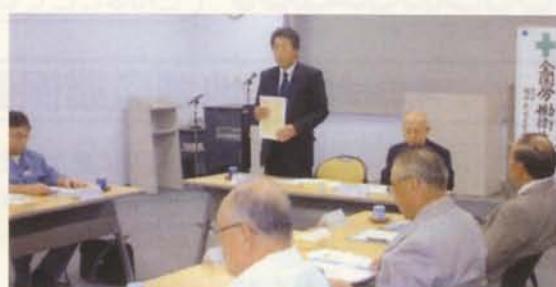
商工会議所や商工会は、年度始めの総会等で出席議員に直接配布してくださっています。

この結果の現われでしょうか、健康相談日を送られてきたリーフレットで知り、相談の申し込みをして頂くケースも出てきています。

また、トラック組合からは、事業主研修会のテーマに時機に応じた医療や健康の問題を選び、その講師を依頼されています。これも産保センターの絶好のPR機会となります。



作業環境衛生自主点検会合で意見を述べる古市センター長代行



作業環境衛生自主点検会合で挨拶する河村理事長

事業場へのお返し

この事業も少しづつ地域の事業場に認められて来ているように思います。

さらにセンターと事業場の結びつきが強まり、信頼が増すよう、二つのことを心掛けています。

その一つは、健康相談、個別訪問の依頼には、出来るだけ申込者の都合に合わせて実施することです。これは、相談医には若干のご無理をお願いすることになりますが、先生方も快く引き受け協力してくださいますので、何とか満足して貰えていると思います。

もう一つは、事業場に対し、医療、健康、衛生に関する情報の提供を、タイミング良く行うことです。例えば今なら、来年度からの特定健診・特定保健指導のこと、安衛規則の改正のこと等、事業場訪問や講演会の際にパンフレットや自作のレジメを携え、説明しています。

将来この事業が、多数の事業場にとって必要不可欠な事業と認められることを願いながら…。

地域産業保健センターのご利用案内

● 地域産業保健センターとは…

労働者数が50人以上の事業場では、従業員の健康管理を行うため産業医など専門スタッフを選任しなければなりません。

しかしながら、労働者数50人未満の事業場では事業場として医師と契約して、働く方々に対して保健指導や健康相談などの産業保健サービスを提供することが十分でないところも多いようです。

地域産業保健センターは、このような事業場で働く方々に対する産業保健サービスを充実するため、国（厚生労働省）が医師会に委託して行っているもので、県内の各労働基準監督署管内に設置されています。お近くのセンターをぜひご利用ください。

● 地域産業保健センターでは…

1. 健康相談に応じます。

健康相談窓口を開設し（月2～3回）、専門の医師等が働く方々の健康問題について相談に応じます。

2. 個別訪問産業保健指導を行います。

専門の医師等が事業場を訪問し、健康管理のアドバイスを行います。

3. 産業保健情報の提供と、説明会を行います。

日医認定産業医、健診機関などの情報提供と健康管理への理解を深めていただくための説明会を行います。



**上記はすべて無料です。
秘密も守られています。**

各地域産業保健センターでは、利用者にご不便をおかけしないために事前申し込み制にしております。
どんなことでも結構です。お問い合わせの上、ご利用してください。

埼玉労働局管内 地域産業保健センター 所在地紹介

ご利用にあたってのお願い

各地域産業保健センターでは複数の医師会と協力して事業を行っていますので、下記以外の医師会内にも相談所が設けられています。相談・問合わせの際は事業場の所在地を告げてくださるようお願いします。

浦和地域産業保健センター（さいたま監督署管内事業場の相談先）

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和医師会内
TEL 048-824-6811

川口地域産業保健センター（川口監督署管内事業場の相談先）

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル4F
川口医師会内
TEL 048-225-0933

大宮地域産業保健センター（さいたま監督署管内事業場の相談先）

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-125-3 大宮医師会内
TEL 048-651-5050

熊谷地域産業保健センター（熊谷監督署管内事業場の相談先）

〒360-0812 熊谷市大原1-5-28 熊谷市医師会内
TEL 048-527-1591

川越地域産業保健センター（川越監督署管内事業場の相談先）

〒350-0035 川越市西小仙波1-8-1 川越市医師会内
TEL 049-222-0794

春日部地域産業保健センター（春日部監督署管内事業場の相談先）

〒344-0067 春日部市中央6-6-11 春日部市医師会内
TEL 048-736-7522

所沢地域産業保健センター（所沢監督署管内事業場の相談先）

〒359-0025 所沢市上安松1224-7 所沢市医師会内
TEL 04-2992-8026

行田地域産業保健センター（行田監督署管内事業場の相談先）

〒361-0066 行田市大字上池守44 行田市医師会内
TEL 048-553-4078

秩父地域産業保健センター（秩父監督署管内事業場の相談先）

〒368-0032 秩父市熊木町2-19 秩父都市医師会内
TEL 0494-23-2149

※**拡**マークのセンターでは夜間・休日にも相談に応じています。



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金 利用のご案内

要 件

- ① 常時使用される労働者**
(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。)
- ② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業に従事した方**
- ③ 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方**

※深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間ににおける業務をいいます。
勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとします。
※国の直営業、官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。



健康診断項目

- 助成の対象となる健康診断の項目は下記のとおりです。
1. 業務歴及び既往歴の調査
 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 3. 身長、体重、視力及び聴力
(1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力)の検査
 4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
 5. 血圧の測定
 6. 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
 7. 肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTPの検査)
 8. 血中脂質検査
(血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
 9. 血糖検査
 10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
 11. 心電図検査

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が7,500円を超える場合の支給額は、7,500円とします。

(例: 健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)

事業者の方へ

● 本助成金利用上の留意事項

この助成金は、労働安全衛生法第66条の2の規定に基づき、深夜業従事者が自ら受ける健康診断を支援する目的で創設されたものであり、従前より事業者が行っている年2回の特定業務従事者の健康診断に対する助成ではありません。

申込み
問い合わせ

埼玉産業保健推進センター TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660



特定健診と特定保健指導について

埼玉産業保健推進センター産業保健相談員 中田 恵久子

Q1 特定健診と特定保健指導について、簡単に教えて下さい。

A1 この制度は高齢者医療法（高齢者の医療の確保に関する法律）により、平成20年4月1日より40～74歳の被保険者ならびに被扶養者に実施するものです。医療保険者に実施義務があります。特定健診の主な目的は、メタボリック症候群から発症しやすい脳血管疾患、虚血性心疾患および糖尿病の発症予防及び発症した場合の重症化予防です。

この健診で疾病を早期発見するだけでなく、そのリスクの段階から、保健指導を通じて行動変容を促すことに重点が置かれています。また、保険者は、健診・保健指導に関する記録を保持し、被保険者が他の医療保険に移った時は、この記録を新たな保険者に送付します。即ち、データの継続活用となります。

Q2 今回の医療制度構造改革のポイントは何ですか。

A2 結局のところ、将来の医療費の伸びを抑えることが目的と考えられます。

今回の改革のポイントは

- ①糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍25%の削減目標を設定
- ②健診・保健指導にメタボリックシンドロームの概念を導入
- ③医療保険者に健診、保健指導を義務化

以上の3つにしほられると思います。

Q3 保健指導対象者の選定と階層化について教えて下さい。

A3 厚生労働省資料よりの表をお示ししておきます。

保健指導対象者の選定と階層化（その1）

ステップ1

●内蔵脂肪蓄積に着目してリスクを判定

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ・腹囲 M \geq 85cm、F \geq 90cm | → (1) |
| ・腹囲 M<85cm、F<90cm かつ BMI \geq 25 | → (2) |



ステップ2

- | |
|---|
| ①血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上又は b HbA1cの場合 5.2% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
(質問票より) |
| ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合
(質問票より) |
| ③血圧 a 収縮期血圧130mgHg以上又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
(質問票より) |
| ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント) |



ステップ3

●ステップ1、2から保健指導対象者をグループ分け

(1)の場合	①～④のリスクのうち追加リスクが	2以上の対象者は 積極的支摶レベル 1の対象者は 動機づけ支摶レベル 0の対象者は 情報提供レベル とする
(2)の場合	①～④のリスクのうち追加リスクが	3以上の対象者は 積極的支摶レベル 1又は2の対象者は 動機づけ支摶レベル 0の対象者は 情報提供レベル とする

厚生労働省資料

保健指導対象者の選定と階層化（その2）**ステップ4****●服薬中の者については、医療保険者による特定保健指導の対象としない。**

(理 由)

- 継続的に医療機関を受診しており、栄養、運動等を含めた必要な保健指導については、医療機関において継続的な医学的管理の一環として行われることが適当であるため。

(参 考)

- 特定保健指導とは別に、医療保険者が、生活習慣病の有病者・予備群を減少させるために、必要と判断した場合には、主治医の依頼又は、了解の下に、保健指導等を行うことができる。
- 市町村の一般衛生部門においては、主治医の依頼又は、了解の下に、医療保険者と連携し、健診データ・レセプトデータ等に基づき、必要に応じて、服薬中の住民に対する保健指導等を行う。

●前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

(理 由)

- ①予防効果が多く期待できる65歳までに、特定保健指導が既に行われてきていると考えられること、
- ②日常生活動作能力、運動機能等を踏まえ、QOLの低下に配慮した生活習慣の改善が重要であること 等

厚生労働省資料

Q3 高齢者医療法に基づく特定健康診査と労働安全衛生法における定期健康診断の違いについて

A3 このことについては、「職場における健診・保健指導研修会（平成19年7月5日）」の和田講師の資料を参考とさせて頂きました。

	高齢者医療法	労働安全衛生法
目的	保健指導の必要性の選定	労働者の健康、適正配置、脳・心疾患予防
対象者	40～74歳までの被保険者	労働者
健診の実施主体	保険者	事業者
健診実施義務	年度ごとに1回	1年以内ごとに1回
費用負担	保険者（保険料等）	事業者
保健指導	特定保健指導として保険者に実施義務	努力義務

産業医研修会・産業保健セミナーのご案内

●研修会概要

1. 対象者 産業医研修会：産業医
産業保健セミナー：事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当などの産業保健担当者及び産業保健に関心をお持ちの方。
2. 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
3. 日程 別記予定のとおりです。
4. テーマ・講師 別記予定のとおりです。
5. 定員 産業医研修会15名、産業保健セミナー30名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
6. 受講料 無料
7. 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
8. 日本医師会認定産業医単位 申請中です。

●申し込み方法

下記『受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。**申込締切 原則として開催日の1週間前まで**

●申し込みおよびセミナーに関するお問い合わせは下記までお願ひいたします。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3 さいたま浦和ビルディング2階
埼玉産業保健推進センター 電話 (048)829-2661 FAX (048)829-2660
ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

受講申込書

ふりがな 氏名	年令	職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・ 保健師・看護師・その他（ ）
事業場名	才	TEL	()
勤務先 所属部署		FAX	()
所在地	〒 -	(受講票送付先が受講者以外の場合)	
氏名	所属		
所属都市区医師会名	医師会	認定証番号（認定産業医のみ）	
産業医研修会	受講を希望するセミナーに○をつけてください		
第3回 11/15	健診データの読み方	第4回 11/29	メンタルヘルス事例研究
産業保健セミナー	受講を希望するセミナーに○をつけてください		
第5回 化学物質による個人曝露濃度測定の重要性について	第10回 健康診断の事後処置 —糖尿病への対応—		
第7回 職場における化学物質等の健康影響リスクアセスメントについて	第12回 食習慣・生活習慣病とがん - 6 - —メタボリックシンドロームとがん —		
第8回 作業環境測定と報告書の見方	第13回 職域における睡眠時無呼吸症候群 —アレルギー性鼻炎にもふれて—		

産業医研修会日程

回数	日 時	研修内容・講師	研修場所	研修形式	定員	日医申請中
3	11月15日(木) 14:00~16:00	健診データの読み方 産業医学担当相談員 三輪祐一	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位
4	11月29日(木) 14:00~16:00	メンタルヘルス事例研究 メンタルヘルス担当相談員 林 文明	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位

産業保健セミナー(後期)

第5回 平成19年11月30日(金) 14:00~16:00

テーマ 化学物質による個人ばく露濃度測定の重要性について

講師：田中 茂
労働衛生工学担当相談員
十文字学園女子大学公衆衛生学教授

第7回 平成20年1月10日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場における化学物質等の健康影響リスクアセスメントについて

講師：府川 栄二
労働衛生工学担当特別相談員
労働衛生コンサルタント事務所長

第8回 平成20年2月7日(木) 14:00~16:00

テーマ 作業環境測定と報告書の見方

講師：児島 俊則
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

第10回 平成20年2月15日(金) 14:00~16:00

テーマ 健康診断の事後処置 ー糖尿病への対応ー

講師：植田 康久
産業医学担当相談員
事業所健康管理センター所長

第12回 平成20年2月28日(木) 14:00~16:00

テーマ 食習慣・生活習慣病とがん -6-
ーメタボリックシンドロームとがんー

講師：須田 健夫
産業医学担当相談員
胃腸科外科医院長

第13回 平成20年3月4日(火) 14:00~16:00

テーマ 職域における睡眠時無呼吸症候群
ーアレルギー性鼻炎にもふれてー

講師：武石 容子
産業医学担当相談員
耳鼻咽喉科医師

●下記の講座は定員になったため、申し込みを締め切りました。

第4回 平成19年11月22日(木)

テーマ 職場のメンタルヘルス対策

第6回 平成19年12月20日(木)

テーマ 特定健診・特定保健指導実施上の問題点

第9回 平成20年2月14日(木)

テーマ 産業保健における各種健診との関わり
ー健診内容と事後措置ー

第11回 平成20年2月21日(水)

テーマ 職場の「うつ病」対策と社会復帰

第14回 平成20年3月25日(火)

テーマ メタボリックシンドロームの保健指導
part II

石綿関連疾患診断技術研修のご案内

●開催日時	平成19年11月25日(日) 13:00~17:20
●開催場所	埼玉県県民健康センター 2階大ホール さいたま市浦和区仲町3-5-1
●参加対象者	医師、産業医、放射線技師等
●定員	基礎研修 100名 専門研修 30名
●受講料	無料

研修カリキュラム

I. 基礎研修〔講義方式〕

研修内容	石綿に関する一般的知識、石綿ばく露歴の把握方法、関連疾患の診断及び石綿による労災補償制度の習得を目的とする。
時間	13:00~15:00(2時間)
講師	三浦溥太郎(横須賀市立うわまち病院副院長)
単位	日本医師会認定産業医単位(申請中) 基礎研修(後期2単位)または生涯研修(専門2単位)

II. 専門研修〔実習方式〕 定員に達しました。

研修内容	石綿関連疾患の症例別疾患の胸部画像の読影実習を行い、読影診断技術向上を図り、併せて石綿による労災疾病の労災補償制度を修得することを目的とする。
時間	15:20~17:20(2時間)
講師	三浦溥太郎(横須賀市立うわまち病院副院長) 森永謙二(独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長)
単位	日本医師会認定産業医単位(申請中) 生涯研修(実地2単位)

※I, IIの研修は、いずれか一方のみを受講することも出来ます。

主催 埼玉産業保健推進センター

共催 社団法人 埼玉県医師会

後援 埼玉労働局

申し込み・問い合わせ

埼玉産業保健推進センター 電話 (048)829-2661

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3 さいたま浦和ビルディング2階

埼玉産業保健推進センター 行き
FAX 048-829-2660

石綿関連疾患診断技術研修申込書

ふりがな 氏名	事業場名 (勤務先)			
連絡先 住 所	TEL	FAX		
職種	医師	産業医	放射線技師	その他()
所属都市医師会名			認定産業医番号	

受講する研修にに○をつけてください

I. 基礎研修〔講義方式〕 II. 専門研修〔実習方式〕

日本医師会認定産業医単位を 希望する · 希望しない

※申し込みされた方には受講票を送付しますので、研修当日に持参してください。

メンタルヘルス事例研究会のご案内

当センターでは、埼玉県産業保健看護研究会と共に、精神科医 金村 元 医師を指導役にお招きし、職場におけるメンタルヘルスに関する勉強や職場で起こった事例を解決するための研究会を開催しています。

開催日程は毎月第2水曜日(但し12月は除く)の午後6時15分から8時30分までです。企業名などを伏せての相談も可能ですし、秘密も守られます。

産業医、事業場の安全衛生、人事・労務のご担当、保健師、看護師など産業保健担当者であればどなたでも参加できます。フランクな雰囲気で開催していますので、お勤め帰りにでも是非お立ち寄りください。参加費は無料です。詳細は埼玉産業保健推進センターまでお尋ねください。



産業保健相談員及び相談日

区分(分野)	相談日(PM)	相談例
産業医学	毎週…月～金曜日	健康診断の事後措置、職業性疾患の予防対策
メンタルヘルス	毎月…第1、2、3木曜日	職場でのメンタルヘルスの進め方
カウンセリング	毎週…金曜日	職場における相談、指導の進め方
労働衛生工学	毎月…第2、3、4、金曜日(AM)	作業環境の改善方法等
労働衛生関係法令	毎月…第2、4水曜日	関係法令の解釈
保健指導	毎月…第4火曜日	保健相談、保健指導の進め方

担当分野	相談員氏名	相談日(PM)	備考
産業医学	宇佐見 隆廣	毎週月曜日	元獨協医科大学公衆衛生学助教授
	植田 康久	第3金曜日	認定産業医、労働衛生コンサルタント、日本産業衛生学会指導医、事業所健康管理センター所長(産業医)
	武石 容子	第1、3、4火曜日	認定産業医、日本耳鼻咽喉科学会騒音性難聴担当医、医師
	須田 健夫	第4金曜日	認定産業医、医院長
	三輪 祐一	第3木曜日(AM)	認定産業医、労働衛生コンサルタント、東京都予防医学協会総合健診部長
	中田 恵久子	第2、3火曜日(AM)	認定産業医、病院小児科部長
	志村 浩	第4木曜日	認定産業医、医院副院長
	松崎 正一	第1金曜日	認定産業医
メンタルヘルス	林 文明	第1、2、3木曜日	認定産業医、精神科医、病院副院長
カウンセリング	星野 ゆかり	毎週金曜日	日本大学医学部精神神経科学教室助手
労働衛生工学	田中 茂	第2、3、4金曜日(AM)	十文字学園女子大学人間生活学部教授
労働衛生関係法令	中村 孝雄	第2、4水曜日	元労働基準監督署長
保健指導	市原 千里	第4火曜日	埼玉医科大学短期大学専攻科地域看護学非常勤講師

産業医学振興財団 産業医学専門講習会開催のご案内

財団法人産業医学振興財団では、日本医師会の認定産業医制度の資格を取得された医師等を対象といたしまして、5年間で認定産業医の資格更新に必要な生涯研修20単位が取得可能な講習会（東京会場）を下記により開催いたしますので、ご案内いたします。

記

1. 日時	平成20年1月12日(土)～14日(月)「3日間」
2. 会場	東京慈恵会医科大学 東京都港区西新橋3-25-8 ※駐車場の用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。
3. 主催	・財団法人 産業医学振興財団 ●慈恵医師会
4. 受講料	30,000円（テキスト、資料代を含む）
5. 対象	日本医師会認定産業医等
6. 定員	250名 ※定員超過の場合には更新期限が迫っている方を優先させていただきます。
7. 取得単位	生涯研修20単位(更新2.5単位・実地4.5単位・専門13単位)(申請中) ※基礎研修の単位は取得できません。
8. 申込先	〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階 (財)産業医学振興財団 業務部 普及課 TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426
9. 申込方法	(1) 専用申込書をFAXいただく (2) 当財団ホームページ (http://www.zsisz.or.jp)よりお申込みいただく
10. 申込締切日	平成19年11月30日(金)
11. その他	(1) 申込受付後、平成19年12月14日(金)までに受講票・受講料振込書を送付いたします。 (2) 受講料は指定日までにお振込ください。指定日までにお振込がない場合は、受講登録を取消させていただきます。 (3) 振込後の返金はいたしません。

12. カリキュラム

※実地研修では、Ⓐ～Ⓔの5組(各組50名)に分かれて研修を行います。

【平成20年1月12日(土)】

時 間	内 容	講 師	単 位
9:30～ 9:50	オリエンテーション		
9:50～ 10:50	化学物質による健康障害防止に係るリスク評価	清水英佑	専門 1.0
11:00～ 12:00	産業医の職務と衛生委員会の活用	宮本俊明	専門 1.0
13:00～ 14:30 (各組50名) Ⓐ～Ⓒ 実地研修 ⒹⒺ:講義	Ⓐ作業環境測定の実際 Ⓑケーススタディ メンタルヘルスケアー職場復帰事例ー Ⓒ職場巡視 ⒹⒺ一般健康診断とその事後措置の進め方	小西淑人 森田哲也 吉積宏治 城戸尚治	実 地 1.5
14:50～ 16:20 (各組50名) ⒹⒺ:実地研修 Ⓐ～Ⓒ:講義	Ⓓ作業環境測定の実際 Ⓔ職場巡視 ⒶⒷⒸ一般健康診断とその事後措置の進め方	小西淑人 吉積宏治 城戸尚治	
16:30～ 17:30	中小企業における面接指導の進め方	北條 稔	更新 1.0
17:30～ 18:30	労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメント	加部 勇	専門 1.0

【1月13日(日)】

時 間	内 容	講 師	単 位
9:00～10:30	メタボリックシンドロームと定期健康診断 一項目の法改正とこれからの健診・保健指導－	和田 攻	更新 1.5
10:40～12:10	メンタルヘルスケアの進め方－精神科医等との連携－	島 悟	専門 1.5
13:10～14:40 (各組50名) Ⓐ～Ⓒ 実地研修 ⒹⒺ:講義	Ⓐ職場巡視	吉積宏治	実地 1.5
	Ⓑ作業環境測定の実際	小西淑人	
	Ⓒケーススタディ メンタルヘルスケア－職場復帰事例－	林 剛司	
	ⒹⒺ石綿対策における産業医等の役割	石井義脩	
15:00～16:30 (各組50名) ⒸⒹ:実地研修 Ⓐ～Ⓒ:講義	ⒹⒸケーススタディ メンタルヘルスケア－職場復帰事例－	林 �剛司	実地 1.5
	Ⓔ作業環境測定の実際	小西淑人	
	ⒶⒷⒸ 石綿対策における産業医等の役割	石井義脩	
	VDT作業における労働衛生管理の進め方	城内 博	専門 1.0

【1月14日(月)】

時 間	内 容	講 師	単 位
9:00～10:00	健康情報保護の実際	土肥誠太郎	専門 1.0
10:00～11:00	医療機関における過重労働対策	東 敏昭	専門 1.0
11:10～12:10	じん肺の健康管理	相澤好治	専門 1.0
13:10～14:40 (各組50名) Ⓐ～Ⓒ 実地研修 ⒹⒺ:講義	ⒶⒸケーススタディ メンタルヘルスケア－職場復帰事例－	内田和彦	実地 1.5
	Ⓑ職場巡視	吉積宏治	
	Ⓒ作業環境測定の実際	小西淑人	
	ⒹⒺ職場における腰痛予防対策の進め方	竹田 透	
15:00～16:30 (各組50名) ⒸⒹ:実地研修 Ⓐ～Ⓒ:講義	Ⓓ職場巡視	吉積宏治	実地 1.5
	ⒺⒸケーススタディ メンタルヘルスケア－職場復帰事例－	内田和彦	
	ⒶⒷⒸ 職場における腰痛対策進め方	竹田 透	

(財)産業医学振興財団 行き

FAX 03-3584-5426

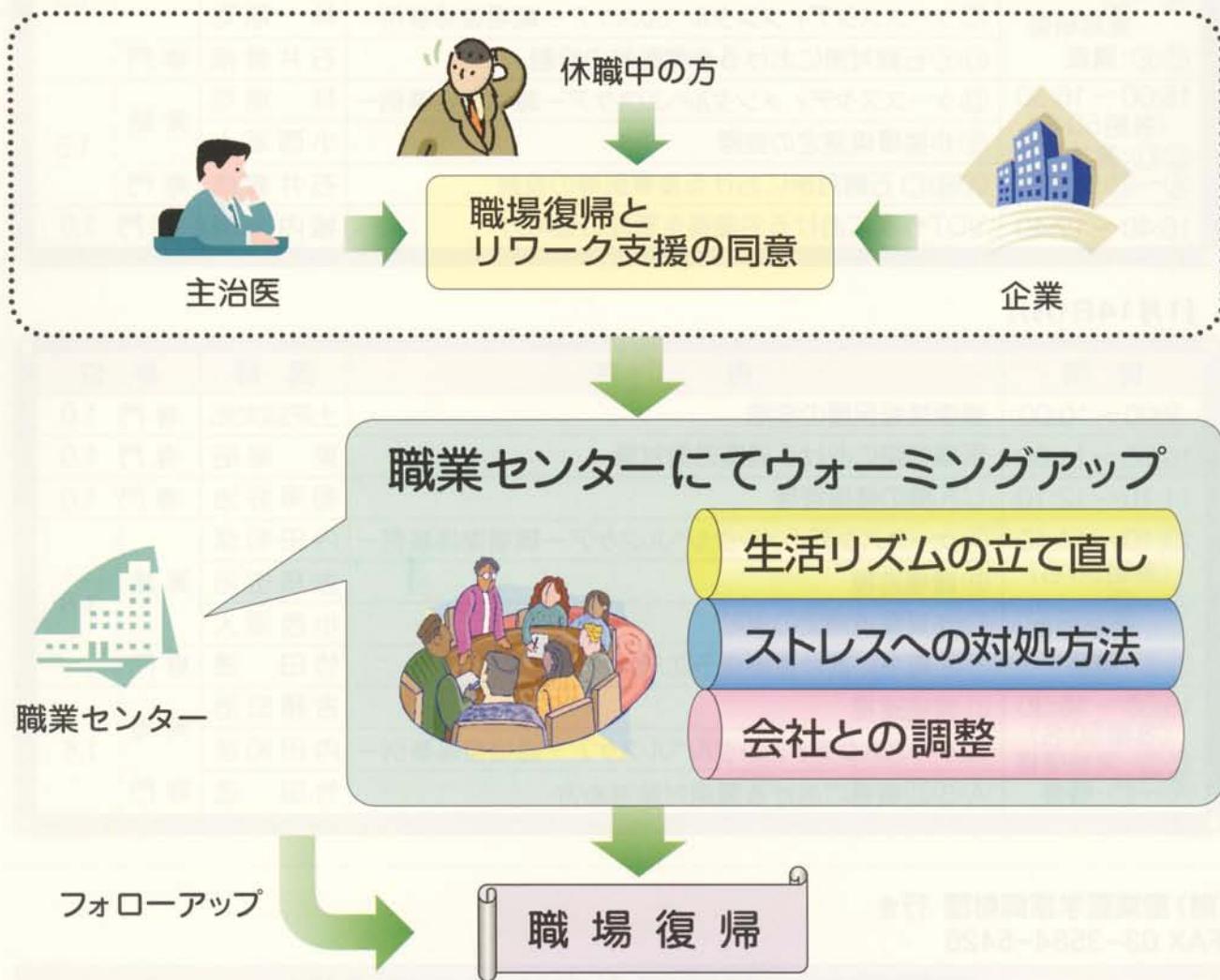
産業医学専門講習会申込書(東京会場)

(フリガナ) 受講者氏名				性別	男・女
				年齢	歳
連絡先 日中連絡のつく先 をご記入ください。	〒				
	TEL	-	-	FAX	-
	連絡先が勤務先の場合には右欄へ 勤務先名をご記入ください。 名称				
都道府県医師会名			産業認定番号		
資格更新期限	年	月	※資格更新期限は必ずご記入ください。		

うつ病などで休職している方の職場復帰をサポートします

埼玉障害者職業センターでは、スムーズな職場復帰を目指す専門的な援助（リワーク支援）を実施しています。休職中の方と企業のご意向を尊重しながら主治医と連携をとり、職場復帰前のウォーミングアップを進めていきます。

スムーズな職場復帰をお考えの企業担当者の方、ぜひご相談ください。



お問い合わせ

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構



埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1

TEL 048(854)3222 / FAX 048(854)3260

ホームページ <http://www.jeed.or.jp>

ご案内

企業向け情報交換会

- ◆ テーマ：うつ病の休職者への支援
- ◆ 時期：12月中旬頃
- ◆ 詳細：参加を希望される方は、左記へお問い合わせください。

※当センターは、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する施設で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者と企業に対する支援を行っています。

平成19年度 **New** 図書・ビデオのご紹介

図 書			
整理番号	書籍名【分類】	出版社	著書(含、監修)
02-110	労働衛生のしおり 平成19年度 【労働衛生法令関係】	中央労働災害防止協会	
04-251	じん肺有所見者に対する健康管理教育 ～指導者用テキスト～2007年版 【健康管理関係】	中央労働災害防止協会	
04-347	漫画ヘルシー文庫2 からだの不思議編 【健康管理関係】	日本学校保健協会	日本学校保健協会
04-348	漫画ヘルシー文庫3 体のことを知ろう 【健康管理関係】	日本学校保健協会	日本学校保健協会
04-349	実践産業医活動テキスト(1) 過重労働対策 【健康管理関係】	産業医学振興財団	産業医学振興財団
04-350	実践産業医活動テキスト(2) 職場のメンタルヘルス対策 【健康管理関係】	産業医学振興財団	産業医学振興財団
04-351	実践産業医活動テキスト(3) 健康情報の保護 【健康管理関係】	産業医学振興財団	産業医学振興財団
04-352	長時間労働者への面接指導マニュアル(医師用) チェックリストの使い方・チェックリスト 【健康管理関係】	産業医学振興財団	産業医学振興財団
04-353	職場巡回チェックリスト導入事例調査結果報告書 【健康管理関係】	地方公務員安全衛生推進協会	山田 琢之 ほか
04-354	就労者のメンタルヘルスの現状と課題に関する 調査研究事業報告書(平成18年度) 【健康管理関係】	日本精神保健福祉連盟	
04-355	メンタルヘルス対策を支援する事業場外資源のあり方 検討委員会報告書(平成18年度) 【健康管理関係】	中央労働災害防止協会	
04-356	石綿ばく露歴把握のための手引 ～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～ (平成18年10月) 【健康管理関係】	石綿に関する健康管理等専門家会議 マニュアル作成部会	土屋 了介 ほか
04-357	精神障害者と働く ～思いやりと安心の職場環境づくりー (障害者雇用マニュアルコミック版) 【健康管理関係】	独立行政法人 高齢・傷害者雇用支援機構	
04-358	元気職場づくり情報ガイドブック (中小規模事業所向け) 東京都版 【健康管理関係】	厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業	
04-359	元気職場づくり活動ヒント集 ～20の中小規模事業所の成功事例から～ 【健康管理関係】	厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業	
04-360	元気職場づくりアクションチェックリスト (中小規模事業所向け) 【健康管理関係】	厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業	
00-079	安全の指標 平成19年度 【その他】	中央労働災害防止協会	

産業医、事業主等の皆様へ

産業保健活動を応援します お気軽にご利用ください

ご利用は無料です
秘密も守ります

業務のご案内

窓口相談・実地相談

直接窓口・電話・FAX・電子メール等で
お気軽に

広報・啓発

事業主セミナー・情報誌発行・
講師派遣等

情報の提供

図書・ビデオ・研修用機器・
作業環境測定機器等の貸出

助成金事業

小規模事業場産業医共同選任事業・
自発的健康診断受診支援事業

研 修

産業医・保健師・看護師・衛生管理者・
労務担当者に

調査研究

産業保健に役立つ調査研究の
実施と結果の提供

詳細についてのお問い合わせ、お申込みは当センターまで

〈交通のご案内〉



■ご利用いただける日時■

当センターの休日を除く毎日
午前9時～午後5時

当センターの休日
毎土・日曜日及び祝祭日
年末年始

独立行政法人 労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング2階
電話 048-829-2661 FAX 048-829-2660
ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>
Eメール info@saitama-sanpo.jp